

チャットボットによる 税務相談が始まります。

年末調整のご相談は 令和 2 年10月28日から
所得税の確定申告のご相談は 令和 3 年 1 月中旬から



税務職員ふたば

税に関する疑問は、
AIチャットボットの
ふたば に
ご相談ください。

24時間いつでもご利用いただけます。

※メンテナンス時間を除きます。

AIチャットボットとは

「チャット（会話）」と「ロボット」を組み合わせた言葉で、
質問したい内容をメニューから選択するか、自由に文字で入力すると、
AI（人工知能）を活用して自動で回答するウェブサービスです。

チャットボットは、国税庁ホームページでご利用いただけます。

国税庁 ふたば



国税庁 法人番号7000012050002

スマホでのご利用
はこちらから！



国税庁 確定申告
税務相談チャットボット

アンケート

メニュー

こんにちは！税務職員ふたばです！
確定申告でよくあるご質問にお答えします。
今日はどんなご用ですか？

質問のしかたは 2 通り

1 メニューから選択する



医療費控除について

住宅ローン控除について

確定申告が必要か判定する

新型コロナウイルスへの対応

メニューから調べる

2 文字で入力する

医療費控除を受けるにはどうすればいい？



質問をすると…
答えがすぐに表示されます。

詳しい情報は、
参考情報の[リンク](#)をクリック



国税庁 確定申告
税務相談チャットボット

アンケート

メニュー

医療費控除を受けるにはどうすればいい？

「医療費控除の申告手続」ですね。

医療費控除を受けるためには、医療費の領収書を基に「医療費控除の明細書」を作成し、この明細書を添付した確定申告書を税務署に提出する必要があります。

なお、医療費の領収書は、税務署に提出する必要はありませんが、確定申告期限等から5年間保存する必要があります。

参考情報:

- [医療費を支払ったとき（医療費控除）](#)
- [「医療費控除に関する手続について\(Q&A\)」はこちら](#)

- ・チャットボットは、国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>)でご利用いただけます。
- ・画面は所得税の確定申告に関する相談のイメージです。実際の画面と異なる場合があります。
- ・令和2年10月28日から同年12月28日まで年末調整に関するご相談に、令和3年1月中旬から所得税の確定申告に関するご相談に対応する予定です。
- ・メンテナンス等によりご利用できない場合があります。